

## (1) 健康保険・厚生年金保険料の超過賦課分に係る延滞金の還付又は 充当について（新規案件）

### 1 相談内容

健康保険及び厚生年金の保険料については、請求し過ぎ又は払い過ぎによる納付（以下「過誤納付」という。）があった場合、日本年金機構では、超過分については、「保険料の繰上げ納付」とみなして、将来6か月間の保険料に充当処理している。

また、滞納した保険料（以下「滞納保険料」という。）に延滞金が賦課されるケースで過誤納付が判明した場合、遡っての保険料の更正は行わないため、延滞金は当初の滞納保険料に賦課されたままとなっている。

このような場合、当初の滞納保険料に賦課された延滞金と実際の保険料に賦課される延滞金との差額については、将来の保険料に対する充当処理がなされることもなく、また、還付も行われない。

このような処理は、国民感情として納得できるものではないので、延滞金についても、遡って延滞金額を算出するなどの方法により、超過分の保険料と同様に、将来6か月間の保険料に充当するか、又は還付ができるよう制度を改正してほしい。

(注) 本件は、平成26年3月28日に行政相談委員意見（滋賀県）として提出があったものである。

### 2 本件相談の具体的内容

本件相談を具体的に図化すると、図-1のとおりである。これは、過誤納付となった保険料は将来の保険料に充当されることとなったが、滞納保険料の延滞金については、遡及・更正されないまま、当初に請求された延滞金額が徴収されたケースである。

- ① 当該事業所では、平成23年9月に従業員2名が退職した。しかし、当該2名に係る被保険者資格喪失届を提出しないまま、健康保険及び厚生年金（以下「健康保険等」という）の保険料については、当該2名分も含めて平成24年12月まで納付した。このうち退職した2名分の保険料（過誤納付）は200万円となっている。
- ② ただし、平成24年6、7月については、全従業員分の保険料を滞納した。
  - ・ 滞納保険料は60万円で、退職した2名分の保険料は10万円
  - ・ 延滞金は6万円で、このうち退職した2名分の延滞金は1万円
- ③ 当該事業所では、平成25年1月、滞納保険料及び延滞金を完納するとともに、上記の従業員2名の資格喪失届を提出した。これにより、同月以降は退職した従業員を除く適正な保険料が納付されている。

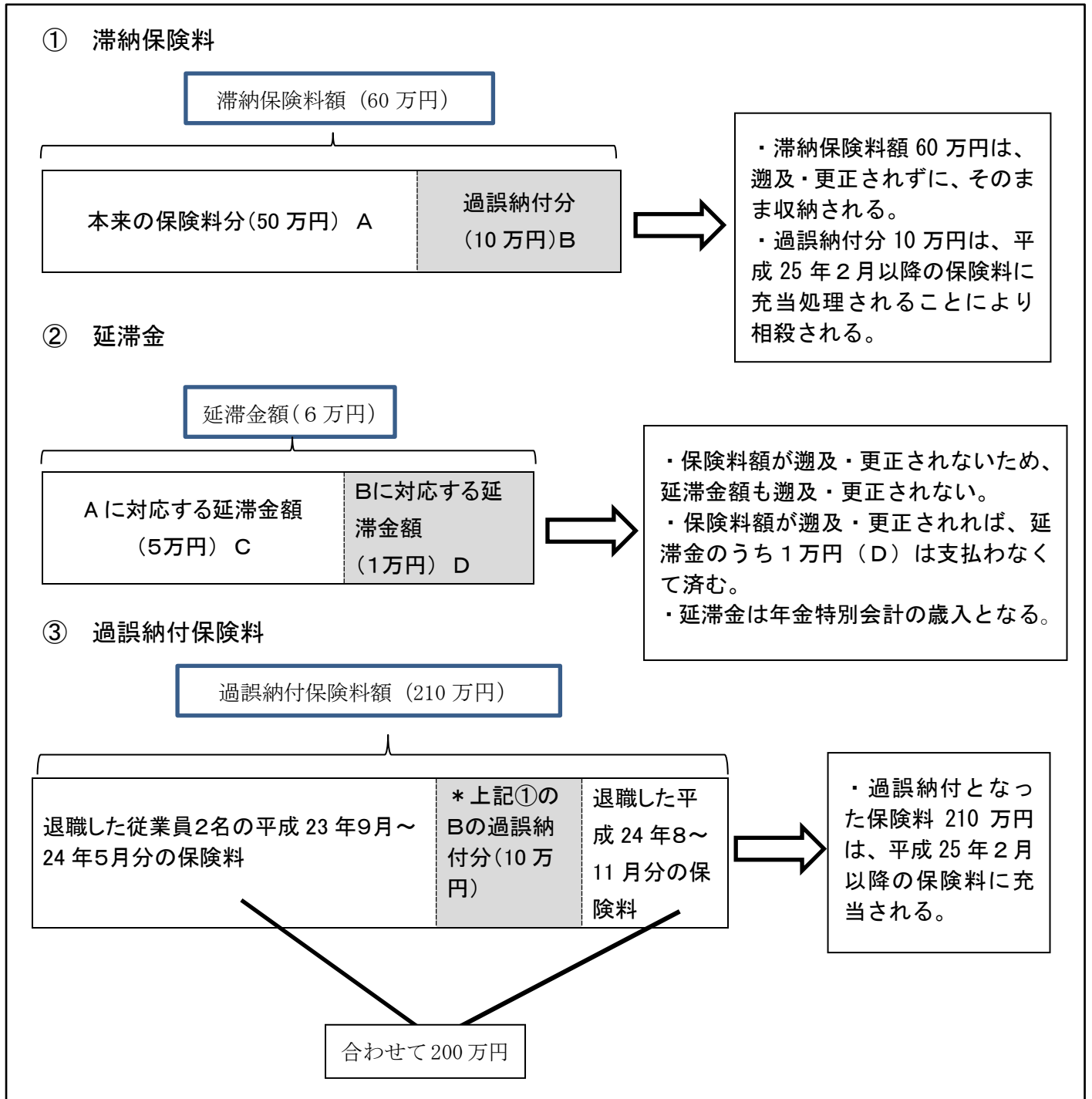
図－1 遡及して資格喪失したことにより過誤納付が発生したケース

年	23				24												25			
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2 ～		
事項	従業員 2名退職									滞納保険料 (60万円、 うち退職従 業員分10万 円)									<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は滞納保険料及び延滞金を完納した。</li> <li>・事業主が退職した従業員2名の資格喪失届を提出し、23年9月に遡及して資格喪失した。</li> </ul>	完納された滞納保険料60万円のうち退職従業員分10万円は2月以降の保険料に充当される。
										延滞金 (6万円、う ち退職従業 員分の延滞 金1万円)										保険料額が更正されないため、延滞金のうち退職従業員分の1万円は充当も還付もされない。
		過誤納付期間：23.9～24.12 (ただし24.6・7は除く) 過誤納付金額：200万円																過誤納付200万円は2月以降の保険料に充当される。		

(注) 本図は、本件相談事案に基づき、当局が作成した。

また、図-1 のケースにおける滞納保険料等の取扱いについては、図-2 とおりである。

図-2 図-1 の滞納保険料等の取扱い



(注) 本図は、当局が作成した。

### 3 制度の概要等

#### (1) 保険者等

##### ア 保険者、業務委任等

健康保険の保険者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 4 条に基づき、全国健康保険協会（以下「健保協会」という。）とされている（注）が、被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収並びにこれらに附帯する業務は、健康保険法第 5 条第 2 項に基づき、厚生労働大臣が行うこととされ、さらに、これら業務は、健康保険法第 204 条に基づき日本年金機構に委任されている。

また、厚生年金は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条に基づき、政府が管掌することとされているが、同法第 100 条の 4 第 1 項に基づき、被保険者の資格の取得等の確認等の業務が日本年金機構に委任されている。

これら規定により、健康保険等に係る保険料の徴収等の業務については、日本年金機構が一体として取り扱うこととされている。

（注）健保協会のほか健康保険組合も保険者となっている。

#### イ 被保険者

健康保険等の被保険者は、健康保険法第 3 条第 3 号の規定に基づく適用事業所（注）に常時使用されている 75 歳未満の従業員とされ、また、厚生年金の被保険者は、厚生年金保険法第 6 条の規定に基づく適用事業所（注）に常時使用される 70 歳未満の従業員とされている。

（注）健康保険等の適用を受ける事業所を指し、健康保険法第 3 条第 3 号又は厚生年金保険法第 6 条に基づき健康保険等が強制適用される事業所と、健康保険法第 31 条、あるいは厚生年金保険法第 6 条第 3 項に基づき事業主が健康保険等に任意で加入する事業所の 2 種類がある。

#### (2) 保険料の徴収

健康保険等の保険料は、健康保険法第 48 条又は厚生年金保険法第 27 条に基づき、事業主が日本年金機構に届け出た従業員の報酬（基本給、通勤手当及び残業手当等を加えたもの）により決定される標準報酬月額等に一定の保険料率を乗じて算出され、日本年金機構が事業主から徴収することとされている。

また、この保険料は、被保険者及びその事業主が、それぞれ保険料額の 1/2 を負担することとされ、事業主が毎月の保険料を翌月末日までに納付しなければならないこととされている。

なお、厚生年金保険料及び健康保険料の収納等の状況は、表 1 のとおりである。平成 24 年度の場合、保険料収納率は、厚生年金保険が 98.1%、健康保険が 96.9%となっており、厚生年金保険における滞納事業者は 19 万事業者（適用事業者に対し 10.9%）となっている。

表－1 厚生年金保険料及び健康保険料の収納等の状況

区 分		平成 22 年度	23 年度	24 年度
保険料収納未 済額（億円）	厚生年金保険	4,770	4,502	4,205
	健康保険	2,541	2,457	2,351
保険料収納率 （％）	厚生年金保険	97.8	98.0	98.1
	健康保険	96.3	96.5	96.9
厚生年金適用 状況	適用事業者数（社）A	約 176 万	約 175 万	約 175 万
	滞納事業者数（社）B社	約 19 万	約 18 万	約 19 万
	滞納事業者の割合（％） C = B/A	10.8	10.3	10.9

(注) 1 保険料収納未済額及び保険料収納率は厚生労働省提供資料である。

2 厚生年金適用状況は、日本年金機構が作成した平成 22～24 年度における上半期の取組状況である。

### (3) 保険料に過誤納付が発生した場合の処理

事業者から納付された保険料に過誤納付が発生した場合、保険者は、健康保険法第 164 条第 2 項又は厚生年金保険法第 83 条第 2 項に基づき、事業者が納付することとなる将来の 6 か月間の保険料を納付したものとみなす、いわゆる充当処理をできることとされている（保険料額を遡及・更正をした上で、過誤納付による超過分を納付者に還付しなければならないこととはされていない。）。

また、健康保険法又は厚生年金保険法に基づく上記充当処理をしない場合、歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 7 条及び第 13 条に基づき、事業主に還付することとされている。

厚生労働省では、過誤納が発生した場合で、将来の保険料に充当できない場合（事業所の全喪など）及び事業主から申出があった場合は還付することとしている。本件のように単に事業主が資格喪失届を適時に提出しなかったことにより過誤納付が生じ、事業主からの還付の申出がない場合には、保険料額を還付しない。

### (4) 延滞金の処理

保険料を滞納した場合、保険者は、健康保険法第 181 条又は厚生年金保険法第 87 条に基づき、決定されている保険料額及び滞納日数（納付期限の翌日から完納の前日まで）に応じ、延滞金を徴収することとされ、徴収された延滞金は、年金特別会計の業務勘定（注）の歳入になる。

（注）業務勘定とは、健康保険等の事業における適用・徴収・給付業務等に係る収支を経理するものである。

なお、滞納保険料に過誤がある場合、保険者が滞納保険料額を遡及・更正しなければ、延滞金額も遡及・更正されず当初の額のままで徴収されることになる。

#### 4 健康保険、国民健康保険などにおける過誤納付があった場合の取扱い

本件相談の対象となっている健康保険等並びに国民健康保険、国民年金及び国税（以下「国民健康保険等」という。）における過誤納付があった場合の取扱いをみると、表一2のとおり、健康保険等については、保険料額及び延滞金額は遡及・更正されないが、国民健康保険等については、保険料額及び延滞金額を遡及・更正され、被保険者に還付されることとされており、このような取扱いが行われている理由は、次のとおりである。

- ① 健康保険等の場合には、保険料額を遡及・更正することはできるものの、徴収事務に過大な負担が課されることになるとして、健康保険法第 181 条又は厚生年金保険法第 87 条の規定により将来の保険料に充当している。
- ② 国民健康保険の場合には、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 79 条の 2、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 17 条及び第 17 条の 2 による。
- ③ 国民年金の場合には、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条による。
- ④ 国税の場合には、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 56 条第 1 項、第 57 条及び第 60 条第 3 項による。

表一2 健康保険及び国民健康保険等における過誤納付があった場合の取扱い

区分	事務の取扱者又は保険者	遡及しての更正手続について（再度の保険料（税）額の決定）	実際の保険料額との超過分（差額分）の取扱いについて	過誤納付がある場合の延滞金の取扱いについて		過誤納付があった場合の還付に関する法令上の規定の有無
				延滞金（税）額の更正等	滞納保険料・延滞金への充当等	
健康保険（厚生年金）	日本年金機構	しない	将来の保険料に充当又は納付者に還付する	しない	しない（注3）	無
国民健康保険	市町村（注2）	する	納付義務者に還付する	する	する	有
国民年金	日本年金機構	する	被保険者に還付する	する	する	有
国税	国税庁	する	納税者に還付する	する（注4）	する（他税に未納があった場合もそれに充当する）	有

（注）1 本表は、当局の確認結果に基づき作成した。

2 「国民健康保険」欄については、延滞金に係る条例を定めている市を例としている。

3 健康保険等では、過誤納付分については、先に発生している延滞金に充当しないまま、将来の保険料に充当することとされている。

ただし、還付請求させた上で年金事務所が還付該当額を差押えることにより延滞金に充当させることができるとされている。

4 国税庁では、未納の税額が更正されれば、未納の税額により計算されることになる延滞税額も更正されるとしている。

## 5 健康保険等の過誤納付の発生状況

厚生労働省及び日本年金機構では滞納した保険料に過誤納付が生じたケースに係る統計データはないとしている。

## 6 健康保険等の滞納保険料に過誤納付が判明し、遡及して再度保険料を決定した例

### 【社会保険審査会による裁決例】（要約）

#### ○ 請求事由

退職した従業員の健康保険等の被保険者資格喪失届の提出が遅れたため、過剰に保険料を納付していたことが判明したため、社会保険事務所に、その過剰納付分と滞納保険料との相殺を申し出たのに認められず、延滞金を賦課されたことは納得できない。

#### ○ 採決

社会保険審査会では、保険料の滞納があった場合の延滞金の徴収については、次の理由から、請求を認める採決を行った。

① 健康保険法第 11 条第 4 項（注）等、各滞納事案毎の具体的事情を考慮してその可否を決定すべきものとされていると解するべきである。

（注）現行健康保険法第 181 条に相当する。

② 本件の被保険者資格の遡及喪失処分が行われた時点で、再度調査決定し、その保険料を減額していれば、延滞金額ははるかに少額にとどまった。

③ 保険者の許には、滞納保険料を大幅に上回る過誤納付保険料が存在していたという特別の事情があり、これを①に照らせば、社会保険事務局長が滞納保険料の分割納付の約定の変更に応じず、延滞金の賦課を強行した原処分は、著しく当を欠いたものと言わざるを得ない。

出典：「社会保険審査会裁決（平成 15 年 7 月 31 日 項番 40 14 健厚 164）」

## 7 関係機関の意見＜厚生労働省＞

### (1) 委員意見にあるような実際の事例の把握状況及び対応予定

過誤納付の取扱いが委員意見のとおりであることは承知しているが、本件のような事例の発生件数については把握していない。また、現時点において対応する予定はない。

### (2) 既に請求済みの保険料を再度決定することについて

健康保険法第 164 条第 2 項及び厚生年金保険法第 83 条第 2 項は、事務手続の煩いを避けるため、過誤納保険料を 6 か月以内の期日に納付されるべき保険料に繰り上げて充当することができることを規定したものであり、既に納付済の保険料を再度決定（更正）することができないということではない。

被保険者資格の取得及び喪失は月の途中で頻繁に事業者からの届出が行われていることから、現行の方式は、毎月の保険料決定日以降に被保険者資格の取得及び喪失の届出がなされた場合、翌月の保険料で相殺又は充当処理することとしている。

約 175 万事業者から提出される被保険者資格の取得届及び喪失届全てについて、過去に遡って納付済みの保険料を再度決定することは、事務量的に対応不可能である。

### (3) 過誤納付があった場合、遡及して保険料を更正することについて

本件のような事象が発生するのは、適用事業所の事業主が保険料を滞納しており、かつ、省令で定められた期限内に適正に届出が行われていない場合である。すなわち、事業主が本来果たすべき義務を適切に果たしていないことにより生じているものである。

健康保険料の納付率は約 97%、厚生年金保険料の納付率は約 98%であることを考慮すれば、本件事例は、決して一般的な事例とは言えないと考えている。

健康保険においては、病気療養中の生活保障としての傷病手当金や出産休暇中の生活保障としての出産手当金等、被保険者の標準報酬月額に基づく保険給付制度があり、直近の標準報酬月額をいち早く反映して適正な保険給付を行う必要があるため、事業主から被保険者毎の報酬月額を届け出ただいており、給付と負担の公平性の確保する観点から、各月ごとに直近の標準報酬月額を基に保険料を算出し、保険料を徴収することとしている。

健康保険料及び厚生年金保険料は、毎月 20 日頃に前月分保険料を、当月末日を法定納期限として納入告知を行っているところであるが、その計算にあたっては、各適用事業所の前月末時点の全被保険者の、直近の標準報酬月額の総和に保険料率を掛けることにより保険料額を算出しており、極めて短い期間に約 175 万事業所の保険料を調査決定しているところである。

このように、大量のデータを短期間に処理する必要のある保険料徴収事務を維持するためには、効率的に事務処理を行うことが必須である。

健康保険法 164 条第 2 項及び厚生年金保険法第 83 条第 2 項の規定による過誤納付額を 6 か月以内の期日に納付されるべき保険料について期限を繰上げて納付したとする仕組みは、このような過大な事務量が発生しないようあらかじめ担保しているものと考えており、遡及・更正して保険料を決定するような事務処理に変更することは、物理的に不可能に近いと考えている。

最近では、平成 24 年（行ウ）第 4 号、同 25 年（行ウ）第 2 号差押処分等取消請求事件（熊本地方裁判所判決）において、健康保険法第 164 条第 2 項及び厚生年金保険法第 83 条第 2 項は、納付義務者に過去の未納分があるか否かの区別をすることなく適用されること、納付義務者側から相殺や充当指定をすることはできないことなどにより、過誤納保険料を納期を繰り上げて納付したとみなした措置は適法とした判例が示されているところであり、このことから、保険料を決定し直すのではなく、繰り上げて納付したものと見なす現行の方式は、一定の合理性が認められているものと認識している。



なお、過誤納付が発生した場合、過誤納付分を将来の保険料に充当できない場合及び納入者から還付請求があった場合は、還付する処理を行っている。

保険料額が遡及・更正されないといった現状の取扱においては、滞納保険料に過誤納付が生じた場合の延滞金額についても遡及・更正はなされない。このため、過誤納付分に相当する延滞金については、還付、あるいは将来の延滞金に充当処理されることなく徴収されることとされている。

過誤納付分に相当する延滞金が徴収されているといった現状の取扱については、事業主が資格喪失届を適時に提出しなかったといった事由により過誤納付が生じている面もあることから、やむをえない事象であると考えている。

- (4) 社会保険審査会裁決（項番 40 14 健厚 164）では、遡及して資格喪失させた被保険者の保険料を再度決定（減額決定）していれば、延滞金の額ははるかに少額にとどまったと指摘し、超過請求額を含む延滞金の賦課を取り消す裁決をしていることについて

当該社会保険審査会採決については、当該事案における年金事務所の対応等を斟酌して個別に判断されたものであり、一般的な保険料計算の方法を否定したものではないと認識している。

その上で、過誤納付があった場合に遡及して保険料を再度決定することへの考え方は上記に示したとおりである。

## (2) 軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（新規案件）

### 1 相談内容

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされており、多くの市町村は、減免申請の期限を納期限（5月31日）の7日前までとしている。

一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5月31日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。

多くの市町村が軽自動車税の減免申請の期限を納期限の7日前と規定しているのは、総務省が発出している「市（町・村）税条例（例）」（昭和29年5月14日付け自乙市発第20号。以下「税条例（例）」という。）の中で軽自動車税の減免を受けようとする身体障害者等は納期限の7日前までに申請手続を行うことが例示されていることが大きく影響していると思われる。

自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請については、せめてその期限を納期限（5月31日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

※ 本件は平成26年3月に行政相談委員意見として提出されたものである。

### 2 制度の概要

#### (1) 制度の概要

##### ア 軽自動車税と自動車税の違い

軽自動車税は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村税であり、同法第442条の2及び第445条によれば、4月1日に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有する者を対象に、主たる定置場所在の市町村が課するとされている。

一方、自動車税は、地方税法に基づく道府県税であり、同法第145条及び第148条によれば、4月1日に自動車（軽自動車税の課税客体である自動車等を除く。）を所有する者を対象に、主たる定置場所在の都道府県が課するとされている。

なお、自動車税は、地方税法第150条第1項により、4月2日以後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割で自動車税を課することとされている。（軽自動車税は、このような月割での賦課が地方税法等で規定されていない。）

軽自動車税と自動車税の制度等の概要は、表-1のとおりである。

表－1 軽自動車税及び自動車税の制度等の概要

名称	軽自動車税	自動車税
根拠	地方税法第5条	地方税法第4条
課税主体	主たる定置場所在の市町村	主たる定置場所在の都道府県
定置場の判断	軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所 通常は所有者の住所地。軽自動車及び二輪の小型自動車は、自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一	自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所 通常は所有者の住所地。自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一
納税義務者	軽自動車等の所有者 ただし、軽自動車等の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。	自動車の所有者 ただし、自動車の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。
軽自動車税申告書又は自動車税申告書の提出先（例）	原動機付自転車 小型特殊自動車 軽自動車 二輪の小型自動車 →運輸支局・自動車検査登録事務所 } 市町村 →軽自動車検査協会	県税事務所
賦課期日	4月1日	4月1日
課税方式	賦課課税方式	賦課課税方式
月割での賦課の有無	なし 4月2日以後に軽自動車等を取得した場合は、当該年度は賦課されない。	あり 4月2日以後に自動車を取得した場合は、その取得した月の翌月から月割で賦課される。
納期限	原則として4月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、多くの市町村では5月中（平成26年度は土日にかかるため6月2日まで）としている。	原則として5月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、青森県及び秋田県は6月中としている。

（注）本表は、地方税法等に基づき、当局が作成した。

## イ 軽自動車税の税額

軽自動車税は、地方税法第444条第1項において車両の種別、総排気量等ごとに標準税率が定められており、また、同条第2項において、各市町村は標準税率の1.5倍までの範囲で税率を定めることができるとされている。

なお、「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）では、平成27年4月1日以後に新たな標準税率を適用（三輪以上の軽自動車については新規取得される新車から）することなどが示されている。現行及び改正後の標準税率は、表－2のとおりである。

表－２ 車両種別ごとの標準税率

車両種別	用途又は総排気量		現行の税率	改正後の税率		
				27. 4. 1以後	28年度分以後※	
原動機付自転車 (125cc以下)	50cc 以下（ミニカー除く。）		1,000円	2,000円	－	
	二輪のもので50cc 超90cc 以下		1,200円	2,000円	－	
	二輪のもので90cc 超125cc 以下		1,600円	2,400円	－	
	ミニカー（三輪以上で20cc超）		2,500円	3,700円	－	
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	二輪のもの（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円	－	
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200
			自家用	7,200円	10,800円	12,900
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500
自家用			4,000円	5,000円	6,000	
二輪の小型自動車	250cc 超		4,000円	6,000円	－	

- (注) 1 本表は、平成 26 年度税制改正の大綱等を基に当局が作成した。  
 2 軽自動車税は定額課税であるため、地方税法及び平成 26 年度税制大綱では、標準税率が金額で示されている。  
 3 「軽自動車（600cc 以下）及び小型特殊自動車」の改正後の税率のうち「28 年度分以降※」は、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車について平成 28 年度分以後に適用される。

## (2) 軽自動車税と自動車税の減免制度の違い

### ア 概要

軽自動車税については、地方税法第 454 条により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより軽自動車税を減免できるとされている。これを踏まえ、各市町村では条例で軽自動車税の減免について定めている。

一方、自動車税については、地方税法第 162 条により、道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができることとされている。これを踏まえ、道府県では条例で自動車税の減免について定めている。

### イ 月割での還付

自動車税については、地方税法第 150 条第 1 項により、月割で賦課されることとされており、年度途中で納税義務が消滅した場合には月割で還付される（地方税法第 150 条第 2 項）こととなっている。そして、都道府県によっては、減免申請期限を過ぎて減免申請を行ったとしても、申請月の翌月以降の自動車税は月割での還付が認められる場合がある。これに対し、軽自動車税は月割での還付は認められていない。

ウ 総務省が示す税条例（例）での例示

総務省が市町村に示している税条例（例）では、次のように軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の7日前までに申請手続を行うことが例示されている。

〔税条例（例）第90条第2項の要約〕

軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市（町・村）長に対して、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示するとともに、申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

エ 身体障害者等の所有する軽自動車等に対して軽自動車税の減免を行った台数  
32万5,232台（平成25年4月1日時点）

### 3 軽自動車税及び自動車税の減免申請期限の設定状況

#### （1）軽自動車税の減免申請期限の設定状況

各市町村が軽自動車税の減免を行うに当たり、その根拠となる市町村税条例の規定を税条例（例）の内容どおりとするか否かは各市町村の裁量・判断によるべき自治事務であるものの、A県内23市町村の市町村税条例についてみると、全ての市町村が税条例（例）の内容どおり軽自動車税の納期限の7日前までに減免申請を行うこととしている状況がみられた。

一方、政令指定都市20市、中核市43市及び特例市40市の計103市における軽自動車税の減免申請期限の設定状況をみると、表-3のとおり、64市（62.1%）が税条例（例）と同じ期限、39市（37.9%）が税条例（例）と異なる期限としている状況がみられた。

表-3 政令指定都市等における軽自動車税の納期限及び減免申請期限の設定状況

（単位：市、％）

区分	納期限	減免申請期限						計
		税条例(例) と同じ期限	税条例（例）と異なる期限				小計	
			納期限 10日前まで	納期限 5日前まで	納期限 3日前まで	納期限まで		
政令指定都市 (20市)	5/31	6	0	0	1	11	12	18
	6/5	2	0	0	0	0	0	2
中核市 (43市)	4/30	1	0	0	0	0	0	1
	5/31	26	0	1	1	14	16	42
特例市 (40市)	5/31	28	1	0	0	10	11	39
	6/5	1	0	0	0	0	0	1
計		64 (62.1)	1	1	2	35	39 (37.9)	103 (100)

（注）本表は当局の調査結果による。

また、一般市及び町村それぞれ 10 市町村を抽出して減免申請期限の設定状況を確認した結果、表－4 のとおり、86.7%の市町村では、税条例（例）と同じ期限を設定していた。

表－4 表－3 以外の市における減免申請期限の設定状況

(単位：市町村、%)

区分	納期限	減免申請期限		計
		税条例（例）と同じ期限 （納期限 7 日前まで）	税条例（例）と異なる期限 （納期限まで）	
一般市	5/31	7	3	10
町	5/31	9	1	10
村	5/31	10	0	10
計		26 (86.7)	4 (13.3)	30 (100)

(注) 本表は当局の調査結果による。

(2) 自動車税の減免申請期限の設定状況

自動車税は、前述のとおり月割で賦課されることとなるため、自動車を取得した年度においては、減免申請をした月以後減免を受けることができる。

また、減免を受けた年度の翌年度以降も減免を受けようとする場合には、多くの都道府県で5月中までに減免申請を行う必要があるとしており、減免申請期限の設定状況をみると、表－5 のとおり、納期限 7 日前としているものが 12 県、納期限 5 日前としているものが 1 県、納期限としているものが 28 県となっていた。また、減免を受けようとする年度の年度末としているものが 1 県あった。

一方、申請を要しないとしているものが 5 県あった。

表－5 都道府県における自動車税の減免申請期限の設定状況

(単位：都道府県)

納期限	初めて減免を受けた年度の翌年度以降の減免申請期限					計
	納期限 7 日前まで	納期限 5 日前まで	納期限まで	申請期限なし	その他	
5/31	11	1	27	5	1	45
6/30	1	0	1	0	0	2
計	12	1	28	5	1	47

(注) 1 本表は当局の調査結果による。

2 「その他」は、初めて減免を受けた年度の翌年度以降の減免申請期限が年度末となっているものである。

## 4 関係機関の意見

### (1) 総務省（自治税務局）の意見

- ① 税条例（例）において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限前7日までに申請しなければならないとしている理由

市町村が納税義務者からの減免申請を受け、提出された申請書等を審査し、減免の判断を行うために一定の期間が必要であり、また、減免が認められなかった場合においても、軽自動車税の納期限は変更されず、納税義務者が軽自動車税を納付するための期間を確保する必要がある。これらの期間を考慮すると、一般的に7日間程度は必要と考えられるためである。

- ② 税条例（例）の役割

条例は市町村自らが定めるものであり、条例（例）は総務省が執務の参考として提供しているものに過ぎない。なお、道府県税については税条例（例）のように総務省から都道府県に提供しているものはない。

- ③ 税条例（例）における軽自動車税の減免の申請期限の記述を「納期限前7日まで」から「納期期限まで」に改めることの可否

課税当局の審査期間や納税義務者の納付に要する期間を確保する必要があるが、これらに具体的に要する期間について御指摘の自動車税の減免申請期限が納期限までとなっている事例があるとしても、執務の参考ではあるものの、総務省として全市町村向けに提供している税条例（例）において、上記①で示した考え方にに基づき定めている申請の期限を変更することは考えていない。

（各市町村における軽自動車税の納期限は条例で定められ、毎年同じ時期に申請手続の期限が到来するものであり、また、法律上、納期限前10日までに納税通知書が納税者に交付されることとのバランスを考慮すると、条例で減免申請の期限を納期限前7日までとしていることが、特段厳しい期限設定であるとは考えていない。）

### (2) 地方公共団体の意見

#### ア A県

軽自動車税は地方税法第5条第2項第3号に規定される市町村税である。市町村税は、市町村の条例に根拠を有する必要がある（地方税法第3条）、地方税法等の法令との整合性を図る必要がある。一方で、市町村税に関連する法令改正は毎年のように行われており、これを受けて各市町村が限られた体制の中で市町村税の根拠となる条例改正を遺漏なく行うことは困難であることから、総務省があらかじめ法令改正の内容を盛り込んだ税条例（例）を作成し、都道府県を通じて各市町村に示し、各市町村では税条例（例）を参考にして条例改正を行っているのが実情である。

なお、軽自動車税の減免は、地方税法等の法令に反しない範囲で市町村が独自の判断で行うことができるものであり、市町村税条例の規定を税条例（例）どおりとするか否かは市町村の裁量に委ねられている。

## イ 減免申請期限を税条例（例）と同じ期限に設定している市

### ① B市

軽自動車税の減免については、B市税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の7日前（5月24日）までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けているのは、総務省が発出している税条例（例）の規定内容を参考にしていることによる。7日前になっている理由としては、納期限まで減免申請期限を延ばすと、口座振替等は減免決定前に税金が本人の口座から引き落とされることとなり、また不承認の通知の場合は、納期限後に届くことになるため、そのような事態を防ぐことも考慮したものとする。よって、納期限までに減免承認・不承認決定を行うためにも7日前の期限が望ましいと考える。また、他の突発的な災害による減免等と異なり、4月1日に身体障害者等であることは事前に分かっていることであって、約3週間の申請期間が短いとは考えていない。

なお、本市では、身体障害者等で前年度減免申請のあった者に対しては、継続申請の案内を行って申請漏れを防ぐための取組を行っている。

また、期限を過ぎた後に減免申請があった場合の対応については、例えば長期入院等で手続を行うことができなかつたなどの特段の事情があり、申請の意思がある方に対しては、申立書の提出により申請を受理することとしている。

減免申請の手続については、説明を行うなどするために窓口での手続をお願いしているが、郵送による申請も受理している。

納税通知書については、例年5月の連休前に発送しており、平成26年度は5月2日に発送した。

### ② C市

本市では、C市税条例において、軽自動車税の納期限を4月15日から同月30日までと規定している。納期限を4月中としている理由は、地方税法第445条第2項において「軽自動車税の納期は、四月中において、当該市町村の条例で定める。」とされていることによる。

また、軽自動車税の身体障害者等の課税免除については、C市税条例施行規則に基づき、軽自動車税の課税免除を受けようとする者は納期限の7日前までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けている経緯は、総務省が発出している税条例（例）の減免の規定内容を参考にしていることが考えられる。仮に課税免除申請期限を過ぎて申請があった場合には、当該年度の課税免除は認めず、翌年度から課税免除を適用することとしている。

軽自動車税の課税免除申請期限を納期限までに延長することについては、市民からの要望がないため検討していない。ただし、税条例（例）の規定内容が変わった場合等、申請期限を延長する可能性はあるものとする。

なお、本市では、一度承認を受ければ、翌年度以降も課税免除とする取扱いと



している。そのため、当市に関しては、課税免除申請期限の延長に伴い事務処理の負担が増えるなどの支障は少ないと考える。

課税免除申請の手続については、新規の場合、必ず出頭を求めている。出頭を求める理由としては、身体障害者手帳等に自動車税に係る押印がないことなどを確認するためである。

納税通知書については、例年4月10日過ぎに発送しており、平成26年度は4月11日に発送した。

#### ウ 減免申請期限を納期限までに設定している市

##### ① D市

軽自動車税の減免については、D市税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限（5月31日）までに申請を行うことを規定している。

D市税条例が策定された当時の記録が残っていないため経緯については不明であるが、申請期限を納期限までとしている理由については、他税目においても申請期限を納期限としているため他税目の取扱いに合わせたものと考えられる。

##### ② E市

軽自動車税の減免については、E市税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限（5月31日。なお、平成26年は6月2日）までに申請を行うことを規定している。減免申請期限を納期限までとしている理由は、F県が自動車税の減免申請期限を納期限としていることに合わせてのことだと聞いている。

当市では、軽自動車税の減免申請について、ホームページで「事務の都合上、早めの申請をお願いします。」と広報しているが、この理由としては、審査により該当しなかった納税者に対するの説明と納付のお願いをする時間が必要であることと、軽自動車税の減免の対象台数を地方交付税の基礎数値に含めてF県市町村課に報告する必要があるため、この報告期限が5月の最終週となっているためである。もっとも、報告した後に軽自動車税の減免の対象台数が変わったとしても、訂正を行うことは可能である。

上記のような当市における事務の都合はあるものの、減免申請期限を納期限までとしていることについては特段の支障はないと考えている。減免申請の審査は形式的なものであり、申請書の記載内容や添付資料に不備がなければ申請を受理することになるため、事務手続に要する時間は短時間である。また、仮に減免申請したものの減免の要件に該当しなかった場合は、申請者（納税者）に連絡の上説明し、早急に納付するようお願いしている。

エ 減免申請期限を納期限の 10 日前までに設定している市

○ G市

軽自動車税の減免については、G市税条例に基づき、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の 10 日前までに申請を行うことを規定している。減免申請期限を納期限の 10 日前までとしている経緯については不明である。なお、市民税及び固定資産税の減免申請期限も納期限の 10 日前までとなっている。

軽自動車税の減免申請期限を短縮することについて特段の検討をしていなかったが、今後は他市の状況や市民ニーズ等を把握しながら検討を進める予定である。なお、基本的に、申請期限を過ぎての申請は認めていないが、病気やけが等、特段の事情があれば申請期限を過ぎての申請も認めている。

減免申請の手続については、新規（障害者減免に限る）の場合、必ず来庁（代理人でも可能）した上で申請することを求めている。これを求める理由としては、減免が適用されるのは自動車税も含めて 1 台に限るため、身体障害者手帳等に自動車税に係る押印がないことを確認するためである。

納税通知書については、例年 5 月上旬に発送しており、平成 26 年度は 5 月 2 日に発送した。

### (3) 自宅買換えの際の介護保険料の減免（新規案件）

#### 1 相談内容

介護保険料は、「合計所得金額」を基に算定されるため、住宅（自宅）を売却し、その売却代金を元手に新たに住宅を購入した際、売却代金がほとんど手元に残らない場合や持ち出しになる場合であっても、住宅を売却して得た代金が合計所得金額に反映され、介護保険料が以前よりも高額になることがある。

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度では、住宅を買い換えた場合の特別控除が適用される「総所得金額等（旧ただし書き方式）」を基に保険料を算定しているため、介護保険制度においても保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いてほしい。

また、介護保険料の算定において、一律に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いることができない場合であっても、介護保険法（平成9年法律第123号）では、「介護保険料について市町村は、条例で独自に減免措置を講じることができる」とされていることから、介護保険料の減免措置を講ずることを、市町村に対して可能な限り要請してほしい。

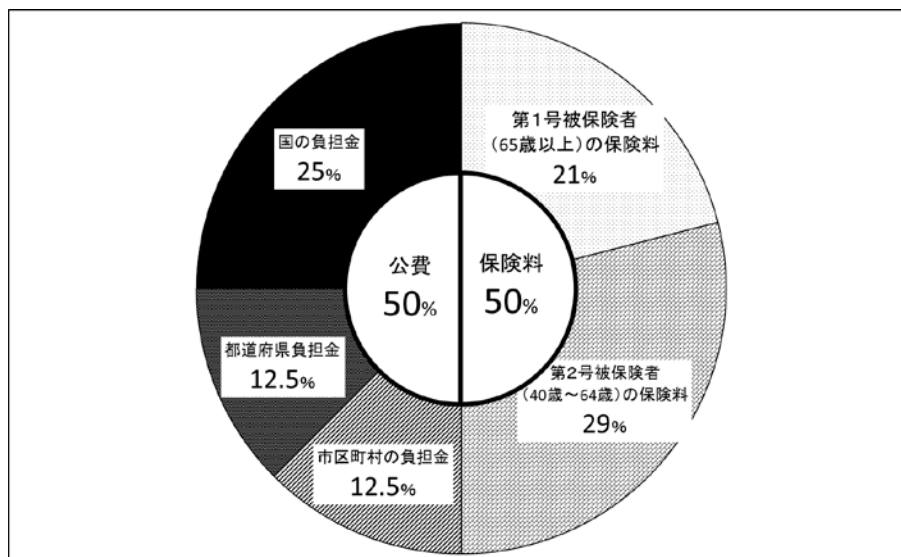
（注） 本件は、平成24年10月に行政相談委員意見（兵庫県）として提出があったものである。

#### 2 制度の概要等

##### (1) 介護保険制度の財源に係る負担割合等

介護保険制度は、図-1のとおり、利用者の負担額を除いた介護給付に係る費用の50%を保険料、残り50%を公費（税金）で賄う制度となっている。このうち、公費で賄う50%については、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%を負担することとされている。一方保険料で賄う50%については、65歳以上の第1号被保険者が21%、40歳から64歳までの第2号被保険者が29%を負担しており、第1号被保険者の保険料は市町村が決定・徴収し、第2号被保険者の保険料は各人が加入する医療保険の算定方法により決定し、医療保険分と介護保険分を合わせて医療保険料として徴収されている。

図-1 介護保険の財源



第1号被保険者の保険料は、介護保険法第129条第2項において「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。」と規定されている。

同法の規定に基づき、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条において「基準額（注）に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合を乗じて得た額であることとする。」と規定されており、表-1のとおり、6段階の標準割合が定められている。

介護保険法施行令に規定する標準割合に基づき、地域の実情に合わせて、市区町村ごとに6段階以上の所得段階を定めることも可能であり、所得段階の数やその対象となる条件、基準額に乘じる割合は、市区町村ごとに定められている。

（注） 基準額は、市町村において当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとされている。

表-1 第1号被保険者の介護保険料の標準割合（段階別定額制）

段 階	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金受給者のうち市町村民税世帯非課税である者</li> <li>・被保護者</li> <li>・第1段階が適用されれば保護を必要としない要保護者</li> </ul>	基準額×2/4
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額と前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者</li> <li>・第2段階が適用されれば保護を必要としない要保護者</li> </ul>	基準額×2/4
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額と前年の合計所得金額の合計額が80万円を超える者</li> <li>・第3段階が適用されれば保護を必要としない要保護者</li> </ul>	基準額×3/4
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税者</li> <li>・第4段階が適用されれば保護を必要としない要保護者</li> </ul>	基準額×4/4
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計所得金額が基準所得金額未満の者（注2）</li> <li>・第5段階が適用されれば保護を必要としない要保護者</li> </ul>	基準額×5/4
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1～5段階に該当しない者</li> </ul>	基準額×6/4

（注）1 本表は、介護保険法施行令に基づき当局が作成した。

2 基準所得金額は3年に一度見直されるもので、平成24～26年は厚生労働省において190万円と定めている。ただし、基準所得金額や保険料率等は市町村で設定することも可能となっている。

なお、各市町村が策定する第5期介護保険事業計画期間（平成24年～26年）における第1号保険料基準額（平成24年3月末時点で額が決定している保険者の集計値）は、表-2のとおりとなっている。

表－2 第5期（平成24年～26年）における介護保険料基準額

区分	保険者数
2,800円（最低）～3,000円	10（0.6%）
3,001円～3,500円	28（1.8%）
3,501円～4,000円	142（9.1%）
4,001円～4,500円	348（22.2%）
4,501円～5,000円	532（34.0%）
5,001円～5,500円	333（21.3%）
5,501円～6,000円	155（9.9%）
6,001円～6,500円	15（1.0%）
6,501円～6,680円（最高）	3（0.2%）
合計	1,566（100%）

（注）本表は、厚生労働省が平成24年3月に公表した「第5期計画期間における介護保険の第1号保険料について」から引用した。

（2）主な保険制度における保険料の算定方法

主な保険制度における保険料の算定方法をみると、表－3のとおり、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）では、総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いており、一方、介護保険料については、介護保険法施行令第38条及び第39条において合計所得金額を用いることとされている。

表－3 主な保険制度における保険料の算定方法

名称	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料（税）	介護保険料
算定基礎	総所得金額等 （旧ただし書き方式(注2)）	総所得金額等 （旧ただし書き方式(注2)）	合計所得金額
算定方法	①所得割（被保険者一人当たりの総所得金額等を基に算定） ②均等割（被保険者一人当たり決められた額で算定）	①所得割（世帯の所得に応じて算定） ②資産割（その世帯の資産に応じて算定） ③均等割（加入者一人当たり決められた額で算定） ④平等割（一世帯当たり決められた額で算定）	①各個人が合計所得金額に基づき負担（第1号被保険者） ②各医療保険制度の算定方法に応じて算定（第2号被保険者）

（注）1 本表は、当局が作成した。

2 旧ただし書き方式とは、旧地方税法第292条第4項ただし書きの課税総所得金額と同じ方式によって算定され、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号に規定されているものである。

(3) 保険料の算定基礎となる所得について

保険料の算定基礎となる所得の「合計所得金額」と「総所得金額等（旧ただし書き方式）」は、表－４のとおり違いがあり、合計所得金額では、自宅を売却した場合でも特別控除が適用されないため、実際上は手元に残っていない分も保険料の算定時に加味されることとなり、総所得金額等（旧ただし書き方式）では、自宅を売却した場合、特別控除が適用されることとなる。

表－４ 合計所得金額と総所得金額（旧ただし書き方式）の違い

計算項目		合計所得金額	総所得金額等 (旧ただし書き方式)
総 合 所 得 金 額 ( 損 益 通 算 後 ( 注 3 ) )	事業所得	○	○
	不動産所得	○	○
	利子所得	○	○
	配当所得	○	○
	給与所得	○	○
	雑所得	○	○
	一時所得×1/2	○	○
	総合課税(注2)の短期譲渡所得の金額	○ (特別控除後)	○ (特別控除後)
総合課税(注2)の長期譲渡所得の金額×1/2	○ (特別控除後)	○ (特別控除後)	
分離課税(注2)の短期譲渡所得 (※5年以下の土地、住宅を売却した場合)	○ (特別控除前(注1))	○ (特別控除後(注1))	
分離課税(注2)の長期譲渡所得 (※5年を超える土地、住宅を売却した場合)	○ (特別控除前(注1))	○ (特別控除後(注1))	
分離課税(注2)の上場株式等に係る配当所得の金額 (損益通算後(注3))	○	○	
分離課税(注2)の株式等に係る譲渡所得の金額	○	○	
分離課税(注2)の先物取引に係る雑所得等の金額	○	○	
山林所得金額(損益通算後(注3))	○	○	
退職所得金額(損益通算後(注3))	○	○	
基礎控除	×	○(33万円)	
純損失の繰越控除(注4)	×	○	
雑損失の繰越控除(注5)	×	×	

(注) 1 分離課税の譲渡所得の特別控除には、①マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円、②収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円、③特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円、④特定宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円、⑤農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円、⑥特定の土地を譲渡した場合の1,000万円がある。

2 総合課税とは、各種の所得金額を合計して所得税額を計算するものであり、分離課税とは、ある所得を他の種類の所得と合算せず分離して課税するものである。所得税の算定は総合課税が原則とされており、一定の所得についてのみ分離課税が用いられている。

3 2種類以上の所得があり、1つ以上の所得が赤字で他の所得が黒字の場合、黒字の所得と赤字の所得を一定の順序に従い差し引き計算を行い、利益と損失を合算して計算することができる制

度である。

- 4 損益通算の結果、その年において控除することができず残存した赤字のうち、普通所得の損失（被災事業用資産の損失以外の損失の金額及び事業用資産が震災、風水害、火災などの災害で被害を受けたことによる損失の金額）及び変動所得の損失（漁獲若しくはのりの採取若しくははまち等の養殖による所得、原稿若しくは作曲の報酬又は著作権の使用料による所得の計算上の損失の金額）について、翌年以降3年間の所得の金額から繰越控除を受けることができる制度である。
- 5 純損失の繰越控除で控除することができず残存した赤字のうち、翌年以降3年間の所得の金額から繰越控除を受けることができる制度。居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等が該当する。

### 3 介護保険料の減免措置を条例で設けている地方公共団体の例

第1号被保険者の保険料の算定方法は、介護保険法及び介護保険法施行令に基づき行われているが、一方、介護保険法第142条では、「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定されている。

厚生労働省では、住宅買換え時の減免制度を導入している保険者数について把握していないとしているが、当局が任意に抽出した10市に確認したところ、表-5のとおり、自宅の売買により生ずる譲渡所得に係る介護保険料の減免制度を条例で設けている地方公共団体も存在する。

表-5 自宅の売買に係る減免制度を条例で設けている地方公共団体

区分	自宅の売買に係る減免制度を条例で設けている地方公共団体	自宅の売買に係る減免制度を条例で設けていない地方公共団体
政令指定都市	A市（a県）、B市（b県）、C市（c県）	F市（f県）、G市（g県）
中核市	D市（d県）、E市（e県）	
特例市		H市（h県）
一般市		I市（i都）、J市（j県）
計	5市	5市

（注）本表は当局の確認結果による。

#### (1) 自宅の売買に係る減免制度を条例で設けている地方公共団体

##### ア A市

- ① 減免制度は平成21年度から導入している。苦情が何件あったからというのではなく、介護保険料の設定等の検討において、手元に残っていない所得を算入していることが、被保険者の能力（所得）に応じて、保険料を負担する能力負担の原則から考えておかしいのではないかということで導入した。

- ② 減免措置の対象者は平成 23 年度決算時点で 36 人（全被保険者 78 万人程度）であった。今後の増減の予測は難しいが、爆発的に増えたりすることはないと思う。
- ③ 平成 22 年に厚生労働省に対して保険料算定方法の変更を提言している。その内容は、居住用財産の買換え時に収入が変わらなくても保険料段階が高く判定される場合があることを例に挙げ、保険料の算定基準を後期高齢者医療制度と同様に総所得金額等の合計額から基礎控除を控除した料率に見直すことである。

（当局）

A市のホームページでは、居住用財産買替えに対する減免制度の説明の中に、減免前の保険料が年額 1 万 1,500 円であったものが減免後には年額 5 万 4,000 円になった事例が紹介されている。

## イ B市

平成 18 年度から居住用財産の特別控除による減免制度を設けており、平成 18 年度から 25 年度まで「の間に 20 件申請があり、承認が 19 件あった（市全体の被保険者は約 20 万人）。

件数が少ないのは、減免制度が周知されていないことが理由に考えられるため、周知されれば、もう少し件数が増えるかもしれない。

減免制度の導入に当たって、住民からの苦情や要望があったかどうかははっきり分からないが、国民健康保険料や税の計算では控除の対象になっていることを考えると、苦情や要望があったかもしれない。

減免制度導入に係る事務負担の増加は、申請件数が少なく、書類自体も簡単なものであるため、それほどの負担はない。

また、申請件数が少ないことから、他の被保険者への保険料の影響もほとんどない。

なお、B市では、厚生労働省に対して、介護保険料の算定についても国民保険料や税と同様に総所得金額等を用いるよう要望をしているところである。

総所得金額等を用いることの市民に対する説明は問題ないと思うので、問題があるとすればシステムの改修費用がかかることくらいではないかと考えている。

## ウ C市

平成 15 年 4 月から居住用財産の買換えに係る減免を含む介護保険料の独自減免制度を導入した。平成 25 年度は、独自減免の申請が 394 件であり、うち居住用財産の買換えに係る減免は 6 件であった（C市の被保険者数は第 1 号被保険者 28 万 9,200 人、第 2 号被保険者が 48 万 8,100 人）。

なお、居住用財産の買換え以外の独自減免は、①第 1 号被保険者が拘禁された場合、②第 3 段階に該当し、基準の世帯年収を下回る場合を対象としている。

減免措置を導入したことにより、他の被保険者の保険料が増加することについては、やむを得ないと考えている。

また、独自減免制度導入によって売買取引等を把握することになったため、事務量はある程度増加したが、事務自体は内部決裁であるため、それほど大きな負担ではな



い。

むしろ負担となるのは、介護保険料についての苦情対応であり、その中でも、国民健康保険や税については総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いている一方、介護保険料が合計所得金額を用いていることが理解を得づらい原因となっている。

その点、介護保険料も総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いれば、事務量は多少増えるかもしれないが、苦情対応が減ることによって、全体としての負担はむしろ減少するかもしれない。

#### エ D市

- ① 要望があったことから内部で導入を検討するに至り、平成 21 年度から取扱要領に定めて運用を開始した。
- ② 平成 23 年度は 2～3 件、24 年度は現在（10 月～3 月頃に照会）までに 1 件あった（全被保険者数は 7 万人程度）。運用してみると意外と少ないようにも感じる。高齢でもあるし、住居の住み替え自体が多くはならないのかもしれない。
- ③ 介護保険制度の 3 原則（a 保険料の全額免除、b 収入のみに着目した一律の免除及び c 保険料減免分に対する一般財源の繰入は適当でないとする原則）があるが、減免措置を設ければ、市町村の財源が減る要因になる。また、国からの交付金がない減免措置の導入では市町村の負担が増す。低所得者に対する減免措置の導入をより優先すべきだろう。

ただ、年数件しか該当者がいないので、このままの数で推移すればそれほど財源に影響が出ないだろう。

#### オ E市

- ① 導入してから年数が経過しており、いつから始まったか分かる者がいなかったが、5 年以上前から開始されているのは確実だ。
- ② 平成 23 年度で 2 件（被保険者数は約 9 万人弱）。だいたいこのくらいの件数で推移。
- ③ 徴収金額が減るので保険者としては影響があるが、保険料を納める被保険者にとってはよい仕組みだと思う。

### (2) 自宅の売買に係る減免制度を条例で設けていない地方公共団体

#### ア F市

当市の介護保険事業会計の収支をみると、毎年一般会計から特別会計へ多額の繰出を行っている（平成 24 年度予定 306 億円）。これは、当市では、所得等に応じて定められる 11 段階の保険料率のうち、介護保険料基準額を下回る保険料段階（第 1～第 5）の被保険者の占める割合が高いためであり、さらに未収金保険料も 17 億円以上あるためである。もし、居住用財産買換えに係る譲渡所得を介護保険料の算定基礎から除くこととなれば、対象者の数にもよるがさらに市の財政支出の増加を招くおそれがあることから積極的に国に要望することには消極的である。

なお、本市においては、居住用財産買換えに係る譲渡所得により介護保険料が大幅に増額したケースはあると認識しているが、実数を把握しておらず、苦情についても各区役所で毎年数件寄せられていると聞くだけである。

#### イ G市

本市においては、年間で2～3人の市民から同様の苦情を受け付けたことがあるが、大多数の市民は現行制度を説明し、理解・納得しているので、A市のような保険料の減免制度の創設について検討してこなかった。

また、実際にどの程度の需要があるのかを把握していないのでなんとも言えないが、保険料の減額対象者が増加すれば、市の財政に少なからず影響が出ることが予想される。

したがって、国で制度改正するよりは、ある程度市の裁量で減免対象者の制限（自宅売却による譲渡所得が買換え後の住宅の購入額を下回ることを条件とする等）を設定できる条例化の方が現実的ではないかと考える。

#### ウ H市

H市では住宅の買換えなどの一時所得に対する減免措置は行っておらず、減免措置は低所得者や災害によるものに限定している。

一時所得に対する減免措置は、合計所得金額を用いる介護保険料の算定になじまず、また、一時所得は、住宅に限らず発生するものであるから、住宅の買換えのみ減免措置制度を設けることは、他の一時所得との間で整合性が取れないのではないかと考えている。

被保険者からの住宅の買換えに伴う保険料の増加についての質問や問合せは、年間20件程度あるが（H市の被保険者は約7万人）、これは保険料増加の理由の確認が殆どであり、減免措置を講じてほしいといった明確な苦情や要望はほとんどない。

こうした被保険者に対しては、介護保険料は国民健康保険や税に比べて上限金額が低いことや住宅の買換えに伴う保険料の増加は1年限りであることなどを説明し御理解をいただいている。

なお、保険料徴収を行う一担当者としては、住宅の買換えに伴う保険料の増加に対する減免よりも、低所得者に対する減免を優先するべきではないかと考えている。

また、介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いるとした場合は、国民健康保険料のように世帯の所得を用いて算定しまうと、実態とかい離れた保険料になりかねないので、後期高齢者医療費のように個人の所得を用いるようにしてほしい。

#### エ I市

市の介護保険料の減免措置は、災害時等に減免を行う法定減免のみであり、居住用財産の買換えに対する減免等の独自減免は行っていない。また、現時点では、今後独自減免を行う予定もない。

介護保険料の独自減免措置は全額減免が認められていないため、大きく減免されたとしても1～2万円程度である。

I市では、独自減免制度を設けるのではなく、所得の段階ごとに設定されている保険料率を見直すことや介護サービスの利用料金を減免することによって、低所得者の負担を減らすことに財源を使用している。

なお、居住用財産の買換えに伴い保険料が増加することについての苦情は、年に数件程度あるが（I市の被保険者は約4万人）、これらの苦情については、説明をすることにより御理解をいただいている。

また、介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いた場合は、介護保険制度のシステムに影響が出ることになると考えられるが、細かな事務負担がどれだけ増えるかは分からない。

ただし、総所得金額等（旧ただし書き方式）自体は、国民健康保険料の算定などでノウハウもあるため、大きな影響は出ないのではないかと考えられる。

一方、介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いることは、市民に対する説明がしやすくなるというメリットがあると考えられる。

## オ J市

申出人の主張も理解できないことではないが、合計所得金額に基づき介護保険料を査定する方法は介護保険法で定められた算定方法である。なお、介護保険法第142条で「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」とされており、本市では収入が激減した場合などに減免措置を独自で設けているが、失業や長期入院、事業の休廃止等に限定しており、売買で売却損が出た場合等については対象としていない。

### (3) 保険料が高い保険者（地方公共団体）における減免措置の導入状況

各市町村が策定する第5期介護保険事業計画期間（平成24年～26年）における第1号保険料基準額（平成24年3月末時点で額が決定している保険者の集計値）が高額な保険者（上位10団体）において、自宅の売買に係る減免制度を条例で設けている地方公共団体は、表-6のとおり、1市のみとなっている。

表－6 第5期（平成24～26年）保険料基準額が高額な保険者における減免措置導入状況

No.	保険者	基準額 (月額)	減免措置	減免措置の内容
1	関川村（新潟県）	6,680	×	
2	隠岐広域連合（島根県）	6,550	×	
3	上越市（新潟県）	6,525	×	
4	上野村（群馬県）	6,500	×	
5	嘉麻市（福岡県）	6,500	×	
6	宮古島市（沖縄県）	6,400	×	
7	石垣市（沖縄県）	6,352	×	
8	糸満市（沖縄県）	6,270	△ (注2)	一定段階以上の保険料の被保険者が、債務返済等のため居住用財産を譲渡した場合、譲渡所得を債務返済等に充てた後の保険料額が一定段階以下になった場合は、その保険料額の差額を減額
9	豊後大野市（大分県）	6,250	×	
10	新居浜市（愛媛県）	6,247	×	

(注) 1 本表の基準額は厚生労働省が平成24年3月に公表した「第5期計画期間における介護保険の第1号保険料について」から引用し、減免措置については当局の調査による。

2 自宅の買換え時の減免措置ではないが、自宅を譲渡した際の減免措置のため△とした。

#### 4 関係機関（厚生労働省老健局介護保険計画課）の意見

##### (1) 介護保険料の算定について

介護保険制度は、市町村民税（注1）の課税状況等（注2）に応じて所得段階を決定し、それぞれに定額の保険料を設定している。

(注) 1 均等割と所得割から成り立っており、均等割については、市町村の条例に規定されている合計所得金額を基に、非課税とする基準を設定している

2 市町村民税が非課税となるためには、均等割が非課税となる必要がある。

介護保険制度の設計段階で、市町村民税の均等割が非課税となっているか否かを、保険料を算定するに当たっての基準の一つとして制度の設計が行われていることから、市町村民税の均等割の算定根拠とされている合計所得金額を用いている。

なお、介護保険制度の発足当時、事務手続の負担を減少させるために、介護保険担当課で再計算が必要な総所得金額等ではなく、税務担当課が作成した税額を基に判定が可能な合計所得金額を介護保険料の算定根拠としてほしいという強い要望が市町村から寄せられていた。このため市町村民税等の所得割額の算定方式が市町村によって異なっていたことから、市町村民税均等割の課税に当たって用いるために市町村において既に有している情報である合計所得金額を用いることとしたものである。

##### (2) 介護保険料の算定に総所得金額等を用いることについて

そもそも、マイホームを買い換えるケースは第1号被保険者のうち、ごく一部に限ら

れると想定される。また、マイホームを買い換えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例並びに特別控除が適用される者であって、仮に総所得金額等を用いた場合であっても、実際に市町村民税（均等割）が課税されている以上、保険料額への影響は限定的であると想定される。

一方、総所得金額等を用いた場合は、全ての保険者システム及び当該市町村における税部局のシステムを改修する必要があり、多額の費用（億単位）が必要となり、この費用は公費から支出することになる。

また、総所得金額等を用いた場合、自宅の買換えを行った者については控除が適用され、保険料が低下するケースもあると思われるが、第1号被保険者は費用全体の21%を負担する必要があることから、低下した分の保険料は他の第1号被保険者に転嫁されることとなる。

### (3) システムの改修について

介護保険制度では、3年ごとの事業計画期間の開始年度に併せてシステムの改修を含めた制度の改正を行っており、次期事業計画期間の開始年度は平成27年度である。

システム改修予算を確保する必要などを踏まえると、一律に制度を変更して次期事業計画期間の開始年度である平成27年度から対応することは困難。

本件の改修をする場合は、保険者システムだけではなく、連携する税部局のシステムも改修を必要とするため、他の目的による保険者システムの改修と合わせて行うとしても、本件の改修に要する費用は安価にはならない。

### (4) 市町村に対し技術的助言を行うことについて

保険料の減免については、保険料の賦課期日以後にその負担能力に著しい変化があれば、賦課期日の現況によって算定された保険料額の支払いが困難となる場合もあり得ることから、主にこのような場合の保険料負担に配慮するため設けられている。

また、保険料の減免は、市町村長が個々具体的にその負担能力を判断して減免を行うこととしていることから、地域の実情に応じて実施するものであるため、一律に技術的助言等を行うことは適当ではない。

(参考)

現行制度に対し、本意見のように介護保険料の算定方法として総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いた場合、及び介護保険料の減免措置を条例で設けることを要請する場合に期待される効果と、予想される問題点は表一七のとおりと考えられる。

表一七 合計所得金額を見直した場合に期待される効果と、予想される問題点

区分	期待される効果	予想される問題点
介護保険料の算定方法として総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いた場合	住宅買換え時の特別控除等が適用されることにより、現在よりも所得の実態に応じた保険料が徴収される。（水平的公平） 算定方法に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いる国民健康保険制度や後期高齢者医療制度との不公平感がなくなる。	制度の改正やシステムの改修を行う必要があり、時間と費用がかかる。 各種控除が適用される被保険者の保険料の減額分については、全体の被保険者に負担が転嫁（基準額が上昇）する。 保険者である地方公共団体の事務負担の増加につながる。
介護保険料の減免措置を条例で設けることを要請する場合	減免措置が導入された地方公共団体では、現在よりも所得の実態に応じた保険料が徴収される。（水平的公平）	減免措置を導入する地方公共団体とそうでない地方公共団体との間に不公平感が生じる。

(注) 当局が作成した。

## (4) 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定 (継続案件)

### 1 相談内容

児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条第 1 項において、受給資格者の前年の所得（1 月から 6 月までの間に請求する場合は、前々年）及び前年の 12 月 31 日時点で生計を維持していた所得税法上の扶養親族等（控除対象配偶者及び扶養親族）の人数に応じた所得制限限度額に基づき、支給額の一部又は全部が支給されないこととなっている。

夫婦間に子どもがいる場合、父親が扶養者（注）となっている家庭が多いと思われるが、離婚に際して母親が扶養者となった場合、申請時点で所得税法上の扶養親族等がいる場合についても、前年 12 月 31 日時点での扶養親族等の有無や人数が反映されることから、所得税法上の扶養親族等の人数は 0 人とみなされ、19 万円以上の所得がある場合、同手当の一部又は全部が支給されないこととなる。

離婚直後は生活が激変するため、出費が多くなることが想定されるにもかかわらず、扶養親族等の人数は 0 人とされ、実際の扶養親族等の人数が反映されず、所得制限限度額が低く設定されることに疑問がある。

扶養親族等の人数の認定について、請求時を基準にするようにしてほしい。

(注) 1 本件は、平成 25 年 2 月に行政相談委員意見（福井県）として提出があったものである。

2 「扶養者」とは、「所得税法上の扶養控除等を受けている者」を指す。

### 2 第 93 回会議（平成 26 年 3 月 11 日）での議論の概要

- (1) 基本的には離婚などを端緒に児童扶養手当を請求するのに、離婚前の扶養親族数を用いて支給額を算定することは、制度の論理としておかしい。
- (2) 厚生労働省は、現況より前年の扶養親族人数が多い場合、現況の扶養親族人数で認定すると不利になる場合があるとしているが、扶養親族数が少なくなれば支給額が減額されるのは当然ではないか。
- (3) 厚生労働省の「制度の一貫性が保てない」という意見は、あまり理由にならないのではないか。
- (4) 児童扶養手当は、生活保護とは制度の目的が異なり、あくまで「若干の手助けをする制度」なので、どこまで厳密にやる必要があるか。
- (5) 申請時点の扶養親族数を用いた方が合理的だが、申請時点の人数を把握するために要するコストなどが知りたい。
- (6) 児童扶養手当は今後も受給者が増えて同様のケースが生じる可能性もあるが、今回の相談者が求めているような取扱いに変更した時に、具体的に事務量がどの程度増加するか。
- (7) 法改正が必要になる話ではないか、法令改正の可否とともにテクニカルに解決できる方法があるか。

### 3 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課への確認結果

#### (1) 取扱いを変更した場合の事務負担の増加について

児童扶養手当の受給資格者及び同居する扶養義務者の所得による手当の支給制限については、現行法上、所得税法等に規定する合計所得と扶養親族の数により行っている。

このため、認定支給事務を行う地方自治体は、課税台帳等による合計所得と扶養親族数を元に所得制限限度額との比較等を行えば、支給すべき手当額の計算が行える仕組みとなっている。

所得及び扶養親族数の取扱いを変更した場合の事務の増加等については、税サイドの取扱いにおいて前年の合計所得が4月から5月頃に確定されること及び扶養親族の数は前年の12月31日現在の状況で確定されていることを踏まえると、次のとおりである。

#### ① 所得は前年、扶養親族数は初年度の請求時のみ現況を用いた場合

扶養親族数を初年度の請求時の現況（申請のあった時の状況）とする場合には、請求時に申請のあった受給資格者の扶養親族（注1）及び同居する扶養義務者の扶養親族（注2）について、所得税法上の扶養親族に該当するかを確認しなければならない。

具体的には、申請のあった扶養親族が、i)受給資格者等と生計を同一にしていることの確認、ii)所得税法の扶養親族に該当するかの確認（1月から12月の合計所得が38万円以下であることについての確認）が必要となる。

このうち、ii)の合計所得が38万円以下であることについては、請求時点では合計所得が確定していないため、扶養親族とする者（同居する祖父母、兄弟、児童等）に収入がある場合には、その者に係る給与証明書やその他収入が明らかとなる書類により年間の収入を推計し、更に税法上の必要な各種控除を行った上で合計所得見込額を計算するという新たな事務が生じる。

この事務の増加は、仮に新規認定請求を行う者を全て対象とする場合、その対象となる受給資格者数は145,917件（平成24年度）（注3）となる。また、受給資格者の扶養親族数及び同居する扶養義務者の扶養親族数が増えれば、その分の確認のための新たな事務が発生する。

さらに、この取扱は、翌年の4月から5月頃に税法上の合計所得が確定することから、申請のあった扶養親族が所得税法上の扶養親族に該当しない（合計所得が38万円超える）こととなった場合には、請求時に遡って手当額の返還を求める事務も新たに生じることとなる。

（注）1 受給資格者の扶養親族とは、受給資格者が扶養している親族（配偶者を除く。）であり、受給資格者の子や父母などが想定される。

2 扶養義務者とは、受給資格者を扶養する義務がある者（直系血族及び兄弟姉妹）であり、扶養義務者の扶養親族には、受給資格者の祖父母や甥姪などが想定される。

3 当省が発表する平成26年4月現在の市町村数1,718で除すると、1市町村当たり約85件となる。

#### ② 所得は前年、扶養親族数は現況を用いた場合

児童扶養手当の受給資格者及び同居する扶養義務者の所得による支給制限の対象に係るかどうかの確認は、認定請求時の他、毎年8月の現況届提出の際に行っている。



このため、取扱いを変更した場合の事務の増加は、上記①に加え、現況届を提出する受給資格者全員について上記①と同様の事務が発生する。

なお、確認の対象となる現況届を提出する受給資格者数は、1,083,317人（平成24年度末現在、全部支給停止者を除く。）（注）であり、受給資格者の扶養親族数及び同居する扶養義務者の扶養親族数が増えれば、その分確認のための新たな事務が発生する。

（注） 当省が発表する平成26年4月現在の市町村数1,718で除すると、1市町村当たり約631件となる。

### ③ 所得及び扶養親族数ともに現況を用いた場合

上記①及び②に加え、受給資格者本人の所得や同居する扶養義務者本人の所得も同様に確認する必要が新たに生じる。所得の確認において発生する事務及び問題点は上記①と同様である。

なお、確認の対象となる受給資格者数は、上記②と同様、1,083,317人（平成24年度末現在、全部支給停止者を除く。）であり、受給資格者の扶養親族数、同居する扶養義務者及びその扶養親族数が増えれば、その分確認のための新たな事務が発生する。

上記①ないし③の新たな事務量を算出することは困難であるが、所得を推計し扶養親族として仮認定する事務については、現行の取扱いの事務に比べ相当量の事務の増加が考えられることから、地方自治体では、その分の人員の確保などの対応が必要となる。

また、取扱いを変更することにより、地方自治体の認定支給事務の電算システムのプロプログラムの変更や作成が必要となり、多額な費用が生じると考えられる。

なお、支給認定事務を行っている地方自治体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の878か所（平成25年4月1日現在）となっている。

## (2) 法令改正によらず取扱いを変更する余地

本取扱いは、児童扶養手当法第9条第1項に基づくものであることから、法律改正を行わずに取扱いを変更することは困難である。

## (3) その他本件に対する見解

所得税法との整合や、児童扶養手当法内での整合に加え、同じ所得保障制度である児童手当制度、特別児童扶養手当制度、公的年金制度において所得制限等がなされる場合も、前年の所得及び所得税法上の扶養親族等の人数に応じて支給制限を行っているため、これらの所得保障制度との整合性も勘案する必要がある。

## 4 地方公共団体の見解

### (1) A県

離婚直後の母子家庭等において、前年又は前々年末の扶養親族等の人数が0人として扱われていることは承知している。

本件の取扱いの変更は、児童扶養手当の制度の趣旨からすると受給者にとっては利益になるものと考えられるが、本件取扱い変更による行政の事務量増加に係る費用は、税

金で支払われていることを考慮しなければならない。

A県は、町村部の社会福祉事務所を管轄しているが、A県が行う事務は町村部における審査業務のみであり、所得の確定作業については、町村部も含めて市町村が担当していることから、本取扱いの変更により直接的な影響を被るのは市町村であると考えられる。

市町村は、これまで1度で済んでいた扶養親族等の人数の算定事務が申請時と確定時の2度が増え、確定時に扶養親族等の人数が変動していた場合、追加支給や返還を求め事務が発生することが考えられる。

扶養親族等が受給資格者等と生計を同一にしていることの確認には相当の事務負担があると考えられるほか、現在の児童扶養手当では扶養親族数等の人数や受給資格者の所得に応じて、10円単位で支給金額が変動しているため、追加支給及び返還を求める事務も相当量になると考えられる。

また、返還に応じない受給者や返還できない受給者が生じることも考慮しなければならない。

これらの事務量増加が市町村に与える影響については、担当者が1人の市町村もあれば複数人の市町村もあるなど各市町村における体制の違いもあり、一概に述べることはできない。

A県においては、町村部における上記事務量の増加に伴う審査の事務量が増加することとなる。

なお、マイナンバー制度が導入されれば、現在市町村が行っている所得の確定作業の事務量が軽減されることが見込まれているが、年度途中の暫定的な所得の算定に当たっては、事務量軽減の恩恵が受けられないのではないかと推察される。

## (2) B市

児童扶養手当の支給額は、前年（1～6月の請求の場合は前々年）の税情報を反映したシステムを用いて計算しており、1月2日以降に転入した受給資格者については、前住居登録地の税証明を基にシステムに手入力を行い計算している。

本件の取扱いに変更するとした場合、システムに申請時の扶養親族等の実態数を手入力し、支給額を計算することは作業的には可能である。

しかし、受給資格者の所得は前年末又は前々年末の扶養親族等に応じた扶養控除後の所得を用いているのに対し、請求時に扶養親族等の数を用いることは整合性が取れないのではないかと。

更に請求時の収入と扶養親族等の数を用いることとした場合、請求時には当該年の所得は確定していないので、当該年の所得見込み額を計算することとなるが、『本人の申出額見込額』もしくは『勤務先からの支払給与額等証明書』に基づき、当該年の給与所得控除後の給与等の金額を計算し、作成した税情報を基にシステムに手入力を行うということになるのであろうが、この事務を児童扶養手当担当で行うことは現実的に考えて不可能である。また、現行法上税務担当者は所得の見込額を算定する事務を所掌しておらず、法改正を伴わず税務担当者が所得見込額の算定を行うことは適法では無いであらう。

う。

そもそも、給与所得者の場合に勤務先が今後見込みでの給与証明を発行される実行性は低いであろう。結果として、本人の申し立て額に基づく収入判定となり、正しい所得情報が出た後には一斉に判定し直し、過誤払いによる還付もしくは遡及支給(差額含め)が発生することになり、行政側のみならず、受給者にとっても不利益が生じること必至であると考ええる。

可能性としては前出の、現行の当該年度(前年もしくは前々年)の所得額で扶養者(児童)の数だけを請求時(もしくは現況届時)の実数を用いて所得判定すると、法令等を改正して、行うということか。

具体的な事務量の増加については、速断できないが、児童扶養手当の受給者が多い地方公共団体ほどその負担は大きくなるといえる。

なお、請求時の所得額(今後見込)を用いるとした場合、前年は配偶者に扶養されているなどで所得が無かった(少なかった)受給資格者が、今後見込所得を増加させるといった一般的に想定される状況において、現在の取扱いよりも受給金額が減額される受給者がいることも留意する必要がある。

児童手当を始めとして各手当は、前年の税情報が交付可能となる6月以降を、手当年度の切り替えとしている。いずれの手当においても、判定時には失業・病気等で収入減となっている場合も最少額支給であったり、逆に前年の所得に比してその時点では収入が倍増していたとしても、最高額が給付されている場合もある。

本件は、基準時点をどこで線引きするかという問題であると考えるが、現在1～6月の請求では前々年末、7～12月の請求では前年末と合理的な線引きが行われていると考ええる。

## (5) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一（継続案件）

### 1 相談内容

衆議院議員総選挙（以下「総選挙」という。）の期日前投票は、公示のあった日の翌日から行うことができるとされているが、同時に実施される最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の期日前投票は、審査の期日前7日から行うと定められており、期日前投票できる期間が異なっている。

平成24年12月16日執行の総選挙においても、同年12月4日に公示が行われ、12月5日より総選挙の期日前投票が行われた一方で、同時に執行された国民審査は、期日前投票が12月9日からであった。このため、平成24年12月5日から8日までの間に期日前投票を行った人は、総選挙の期日前投票しかできず、国民審査の期日前投票を行うために改めて投票所に出向かなければならなかった。

今般の総選挙の際、私は市の選挙管理委員として各種選挙事務に携わったが、市内でも、先に総選挙の期日前投票のみを行い、後日改めて国民審査の期日前投票を行った者がいたことを知り、年末の多忙な時期に国民に大きな負担を強いていると感じた。

このように、総選挙の期日前投票日と国民審査の期日前投票日が異なることで、国民への負担を強いる状況がみられることから、総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。

（注）本件は、平成25年5月及び9月に行政相談委員意見（和歌山県、栃木県）として提出があったものである。

### 2 第93回会議（平成26年3月11日）での議論の概要

- (1) 総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図る必要があるのではないかと。
- (2) これまでの経緯にも留意しておくこと。いずれにしても、法律改正を求めるかどうかという話であり、国政選挙関連の制度でもあるので、一定の配慮をすることが必要である。
- (3) 本件については、これまでの議論を整理した上で次回に報告すること。

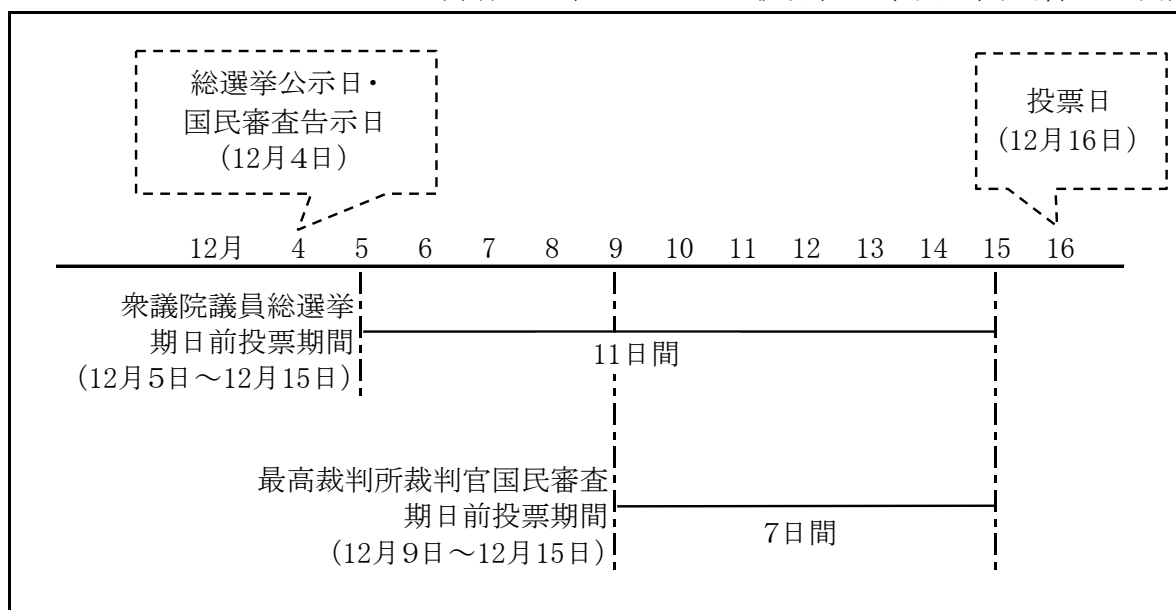
### 3 これまでの議論の整理

#### (1) 制度の概要等

総選挙及び国民審査の期日前投票期間は統一されておらず、図のとおり、総選挙の期日前投票開始日より4日遅れて国民審査の期日前投票が開始され、総選挙の期日前期間は、前者が11日間、後者が7日間となっている。

## 図 総選挙及び国民審査の期日前投票期間

(平成 24 年 12 月 16 日執行総選挙及び国民審査の例)



(注)当局の調査結果による。

### (2) 期日前投票期間が統一されていないことによる支障

ア 総選挙及び国民審査における当日投票者数及び期日前投票者数の状況をみると、下表のとおり、投票日当日の投票者数については、国民審査投票者数が、総選挙投票者数よりも、平成 17 年が 79 万 4,174 人及び 21 年が 58 万 8,078 人それぞれ少なくなっており、さらに、これらを投票日当日の総選挙投票者数に対する割合で見るとそれぞれ 1.3%及び 1.0%となっている。

一方、期日前の投票者数については、国民審査投票者数が、総選挙投票者数よりも、平成 17 年が 123 万 8,881 人及び 21 年が 189 万 3,730 人それぞれ少なくなっていることから、概してこれらの数の有権者が総選挙の期日前投票を行ったものの国民審査の期日前投票を行わなかったものとみられる。また、これを期日前の総選挙投票者数に対する割合で見るとそれぞれ 13.8%及び 13.5%となっており、既述の投票日当日の 1.3%及び 1.0%と比較すると、異常に高いものとなっている。

この原因の一つとして、既述のとおり、国民審査の期日前投票が、総選挙の期日前投票より遅れて開始され、国民審査の期日前投票の期間（7日間）が、総選挙の期日前投票の期間（11日間）より短いことによることが考えられ、その結果、国民審査に対する国民の権利が行使しにくいものとなっていると考えられる。

表 総選挙及び国民審査における投票者数

投票	実施年	総選挙投票者数 (a)	国民審査 投票者数 (b)	(a-b)	$((a-b)/a)$
当日	平成 17 年	59,906,512 人	59,112,338 人	794,174 人	1.3%
	21 年	57,353,548 人	56,765,470 人	588,078 人	1.0%
期日前	平成 17 年	8,962,911 人	7,724,030 人	1,238,881 人	13.8%
	21 年	13,984,085 人	12,090,355 人	1,893,730 人	13.5%

- (注) 1 本表は、総務省自治行政局の資料に基づき当局が作成した。  
 2 当日投票者数=総投票者数-期日前投票者数-不在者投票者数-在外投票者数  
 (なお、国民審査は在外投票が認められていない。)  
 3 総選挙は小選挙区選挙の投票者数に基づく。

イ 投票所において、先に総選挙の期日前投票のみを行い、後日国民審査の期日前投票に訪れた者に対し、総選挙の投票用紙を再度渡してしまったため、二重投票となってしまう例がみられるなど、選挙事務を担当している市町村にとっても、事務的に大変煩雑なものとなっていることがうかがえる。

## (6) 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し（継続案件）

### 1 相談内容

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に新田原基地を離発着する航空機の騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業に係る助成金を受け、エアコンの取付工事を行った。

最近になって、当該エアコンが故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の申込みを行い、助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため住宅防音工事希望届を提出してから、実際にエアコンが修理されるまで、約1年の期間が必要である」旨の説明を受けた。

エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(注) 平成24年7月に宮崎行政評価事務所に対して相談があった事案である。

### 2 第93回会議（平成26年3月11日）での議論の概要

実務の現場がどうなっているのかをみた上で次回の会議で結論を出す。

### 3 南関東防衛局（厚木基地）及び九州防衛局（新田原基地）への現地確認結果

#### (1) 空調機器復旧工事の待機状況

- 防衛省は、空調機器の復旧希望者に対し、予算が不足していることから工事開始まで2～3年待たされる場合もあるとしている。
- 南関東防衛局（厚木基地）及び九州防衛局（新田原基地）における現地確認の結果、空調機器の復旧に係る希望届から工事実施までの期間をみると、表一1のとおり、南関東防衛局（厚木基地）では最長で1年2ヶ月となっており、九州防衛局（新田原基地）では1年9ヶ月となっている。

表一1 平成25年度に空調機器復旧工事を実施した事例の内訳

希望届の受理時期	抽出数			希望届の提出から工事実施の間で最も期間の長いもの
	厚木	新田原	計	
平成23年度以前	0	23	23	厚木：— 新田原：1年9ヶ月（H23.10希～H25.7工）
平成24年度	19	7	26	厚木：1年2ヶ月（H24.8希～H25.10工） 新田原：1年3ヶ月（H24.4希～H25.7工）
平成25年度	11	0	11	厚木：9ヶ月（H25.4希～H26.1工） 新田原：—
計	30	30	60	—

(注) 本表は、南関東防衛局及び九州防衛局での現地確認結果に基づき当局が作成した。

(2) 社会的弱者優先の対応状況・ 防衛本省から各地方防衛局長あてに発出された通知（「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和器稼働事業の実施について（H25.4.9付。以下単に「通知」という。）」では、高齢者、乳幼児、障害者が居住する住宅は希望届の受付順ではなく、優先して工事を実施するものとしている。

- ・ 当省において南関東防衛局（厚木基地）の現地確認を実施したところ、通知が防衛本省から各地方防衛局長あてに発出される以前から、希望届の記載要領において「工事を優先的にを行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えない方は、住宅防音工事希望届の右下の余白に、「高齢者」、「乳幼児」又は「障害者」とご記入ください。」と記載されたものを配付しており、抽出した30件のうち、希望届に高齢者等の記載があった1件については、交付申込書の配布時期を繰り上げて申請者に郵送し、工事時期を優先して実施している例があった。
- ・ また、当省が今般、九州防衛局（新田原基地）において、確認した30件の希望届においては、防衛本省から各地方防衛局長あてに通知が発出される以前に既に提出されていたものであることから、高齢者等の申告は無かった。九州防衛局としては、高齢者等を優先する旨の記載要領を今後ホームページに掲載することとしており、高齢者、乳幼児、障害者が居住する住宅として申し出があれば、優先して工事を実施するとしている。

(3) 厚木基地及び新田原基地周辺の空調機器設置（復旧）の状況

住宅防音工事に用いる空調機器は、エアコン（汎用品）、換気扇（防音措置がされたもの）、レンジフード（防音措置がされたもの）の3種類である。

（注）平成26年4月1日現在、15年3月31日までに防音工事が完了した住宅を復旧対象としている。

#### 4 地方公共団体へのヒアリング結果

##### (1) A市

A市では、厚木基地に関する苦情を年間で1,000～2,000件程度受け付けており、平成26年5月の苦情は260件、平成25年度の住宅防音工事に関する苦情は47件であった。

苦情の殆どは厚木基地の航空機の飛行音がうるさいといった騒音についてのものであり、住宅防音工事を施行した方からもそうでない方からも苦情を受け付けている。

また、住宅防音工事に関する苦情件数は少ないが、これは住宅防音工事が国の事業であるため市に相談をしていないものと考えられ、潜在的に不満を感じている市民は多いと考えられる。

住宅防音工事に関する苦情は、希望してから工事施行までの事務手続及び工事の遅れ、工事の対象住宅、工事の効果がないといったものが寄せられている。

また、健康被害についての苦情は、市では因果関係の判断はできないが、夜間の騒音による入眠障害や夜間に突然目が覚めるようになったなどといった苦情が寄せられている。



(2) B市

B市では、新田原飛行場に係る苦情を受け付けているが、相談内容の記録、集計を行っておらず、件数は把握していない。

苦情の殆どは騒音についてのものであり、住宅防音工事に関する苦情は少ないが、担当者の感覚としては年間 50 件程度で、新田原飛行場に係る苦情全体の 1 割程度ではないかと感じている。

また、住宅防音工事に関する苦情の内容は、住宅防音工事の対象区域を広げて欲しいといったものが最も多いが、住宅防音工事のうちクーラーの工事に 1 年以上かかることに対する苦情も寄せられている。